

社会福祉法人育栄会 理事長及び監事に対する報酬等の支給基準について

第 1 条 社会福祉法人育栄会定款第 2 2 条第 2 項に規定する理事長及び監事に対する報酬額は別表に定めるところによる。

第 2 条 本基準の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

別表（第 1 条関係）

区分	報酬額
理事長	年額 240,000 円以内
監事	年額 50,000 円以内

付 則
この細則は、令和 7 年 7 月 10 日から施行する。